

当院では看護師の負担軽減及び処遇改善のため下記の取り組みを継続的に行います。

1.看護職の負担軽減及び処遇改善の取り組みに関する体制

●看護職員の負担軽減及び処遇改善について他職種による検討委員会の設置

- ・委員会責任者：看護部長
- ・会議：年3回（3月・4月・9月）
- ・看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する計画策定、職員の周知

●看護職員の勤務状況の把握と管理

- ・勤務時間：週平均40時間 連続勤務5日以内
勤務状況や時間外勤務の把握と指導 有給取得率

2.看護職員の負担軽減及び処遇改善のための取り組み

●看護職員と他職種との役割分担と多職種連携

- ・言語聴覚士：嚥下訓練 食事の見守り
- ・歯科衛生士：口腔ケア
- ・薬剤師：入院時持参薬の確認 外来・病棟配置薬確認・補充
救急カート薬品確認・補充 薬剤指導など
- ・栄養士：患者の個別性や病態に応じた食事提供や栄養指導
- ・看護補助者：環境整備 ベッドメイキング 配膳・下膳 書類整理や衛生材料の補充
機材器具の後始末など

●勤務体制や妊娠、子育て中の看護職員への取り組み

- ・夜勤後の休日確保
- ・看護補助者の夜間配置
- ・妊娠・子育て中職員に対する配慮（育児休業・育児短時間勤務・夜勤免除など）
- ・夜勤回数限定雇用、夜勤なし雇用制度
- ・夜勤専従看護師の導入
- ・半日・時間有給休暇取得制度の導入

2023年4月